

感染者が急増 緊急事態宣言9/12まで延長

デルタ株での感染が拡大しています。政府は17日、緊急事態宣言の延長を決定しました。埼玉県での8/17時点でのコロナ病床使用率は69.6%、重症患者病床使用率は73.1%と徐々に高くなっています。県内での対応については、埼玉県知事より、要請内容の発表が行われる予定です。

現時点での緊急事態要請追加

県は、商業施設でのフロアごとの人数制限と、駐車場利用を繁忙期の1/2にすることを追加で要請しています。今回の延長で、さらなる要請も追加される可能性があります。

浦和の埼玉県ワクチン接種センターでアストラゼネカ社のワクチン接種も予約は19日から開始されます。

埼玉県外出自粛等関連事業者協力金の申請一部変更「月ごとの申請も可能に」

国の月次支援金4~6月分を申請した方への追加支援金、法人最大5万円/月、個人最大2.5万円/月の申請方法が一部変更されました。

これまで、3か月分を一括申請のみでしたが、複数回に分けての申請が可能になりました。申請期限は10/15までです。民商事務所で申請をサポートします。まん延防止のため、事前に予約をお願いします。

申請に必要な物

- ① (個人事業主のみ) 免許証などの本人確認書類
- ② 振り込んでもらう為の通帳
- ③ 申請する2021年の月の売上のわかるもの
- ④ 比較する2019年 or 2020年の売上を確認するための書類
(法人) 決算書、概況説明書 (個人青色) 確定申告書、青色決算書
(個人白色) 確定申告書、(確定申告書に売上の記載がない場合は収支内訳書も必要)
- ⑤ 月次支援金事務局から届いたハガキ
★ハガキがまだ届いていない、紛失してしまった場合は、申請マイページのコピーと振込の確認できる通帳で申請ができます。
★この埼玉県協力金は、売上の差額で支給額が決定します。ですので、月次支援金の支給額が最大額(法人20万、個人10万)未満の方は、県の申請ができません。

月次支援金、申請期限延長は無し 申請は早めに

8/15に申請期限だった4・5月分の月次支援金の申請期限は延長されませんでした。緊急事態宣言が9月まで延長されましたので、9月分も月次支援金が申請できる可能性があります。対象となる方は準備を進めましょう。

月次支援金の申請には、認定機関での事前確認が必要です。現在融資を受けている銀行



や委託している税理士事務所、商工会・工会議所で事前確認ができます。民商の会員さんは、会員でもある税理士法人第一経営にて無料で事前確認ができます。

事前確認は申請期限前に受ける必要があります。6月分の申請期限は8/31までですが、事前確認は8/26が期限になっています。すでに事前確認を受けている方は、再度受ける必要はありません。

飲食業者の対応について

現在は協力金13期(7/12~8/31)になっています。今回の延長が、13期の延長か、14期としての追加なのか発表が出ていません。わかりましたら公式LINEで通知していきます。

現在13期の申請は9/1~となっています。休業でない場合は申請に3種類のピラが必要ですので、写真を撮るなどして保管しておいてください。

ひとつ前の12期の申請期限は9/6までです。まだの方は早めに申請をしましょう。

期になる事は、民商へは早めの相談を

申請期限ギリギリでの相談が多いです。事務所でのまん延防止のため、事前予約体制を取っています。今後、事務局のワクチン接種での休業や、万が一事務所で感染者が出た場合、事務所の一時閉鎖もあり得ます。

期限ギリギリでの対応では、申請や書類の取得が間に合わない場合があります。気になることがあれば、早めにご相談をください。

次世代対策 名刺交換交流会開催

次世代対策部会は7/16、民商事務所2階にて、インボイス学習会と名刺交換会を開催。若手業者・2世を中心に8名が参加し交流を行いました。

下田会長が40歳台までの会員さんに電話で呼びかけ開催となった交流会。再来年から本格始動するインボイス制度の内容を学習し、コロナ時代を生き残るためにどうするべきかなどの交流と名刺交換会を行いました。

民商三役からは田所副会長にも参加いただき、民商の存在意義と仲間増やしでの組織拡大の重要性も伺いました。

下田会長は、「若い世代がコロナ時代を生き抜くためには仲間との『つながり』が大切。民商青年部を再出発させるためにも、定期的な交流会を開催していきたい」と話します。

今回は9/12を予定していましたが、緊急事態宣言延長のため中止となりました。また日にちを改めて皆様にお知らせいたします。



編集幸喜 感染拡大が止まりません。他の民商では事務局がコロナ感染で事務所を閉鎖する事態も出ています。現在、事務局は2名です。万が一に備え、1時間に1件づつの予約での相談対応をしています。感染防止のため、できるだけ事前にご連絡をいただいているので、来所をお願いします。民商事務所来所時には、消毒・検温と受付をお願いしています。ZOOMやLINEでのリモート相談も対応します。

今後、感染者はさらに拡大すると思われます。自分の命を守る行動をお願いします。